

●信用格付業者に対する検査における主な指摘事項

区分	関係条文	指摘事項	備考(公表先リンク)
○金商法第66条の33 業務管理体制の整備			
ローテーション・ルールの整備が不十分な状況	・業府令第306条第1項第2号ロ	信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う際、同一営業日に同一の格付関係者が利害を有する案件について、同一の議決権者が連続して議決している状況が認められた。 なお、本件はローテーション・ルールのうち、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る格付委員会を複数回行う場合、格付委員会の開催が同一営業日であっても直前の格付委員会の構成員の3分の1以上の交代を求める規定に違反していたもの。	
格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置等が不十分な状況	・業府令第306条第1項第6号ニ	当社経営陣においては、格付方法(信用格付の付与に係る方法の概要をいう。以下同じ。)に係る業務執行を専任の担当者に任せきりで牽制態勢を構築していなかったことから、格付方法の改訂の際、具体的な検討を十分に行わないまま承認を行っている事例が認められた。	
付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が不十分な状況	・業府令第306条第1項第6号ト	信用格付の付与を行った証券化商品に係る信用格付モニタリングを行う際、信用格付付与に重大な影響を及ぼす情報について適切に把握を行っていなかったため、長期間、正確でない信用格付を付与し続ける事例を発生させ、かつ、当該問題事例発生後に十分な再発防止策を策定しなかったなど不適切な状況が認められた。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121214-3.htm
利益相反回避措置が不十分な状況	・業府令第306条第1項第7号イ(2)	主任アナリスト等の任命時や格付委員会の出席者の決定時において、当該者に対する格付関係者との利益相反の有無の確認を行っていない状況が認められた。	
信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置が不十分な状況	・業府令第306条第1項第13号	苦情に係る事務フロー等についてのルールを策定していなかったことから、当社に対する苦情について経営陣や当局への報告を行っておらず、また、苦情への対応状況を適切にフォローアップする態勢も整備されていない状況であった。	

●信用格付業者に対する検査における主な指摘事項

区分	関係条文	指摘事項	備考(公表先リンク)
情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況	・業府令第306条第1項第12号	発行体等から受領した重要書類等における具体的な管理方法が社内規程により定められていないため、発行体等から受領したファイル数及び電子媒体の保管枚数等の記録が作成されていない。 このため、重要書類等の紛失や持ち出しが行われたとしても確認できない等、情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況が認められた。	
関連業務に関する誤認防止措置が不十分な状況	・業府令第306条第1項第16号	関連業務として行っている事業法人の私的格付に係る営業活動に利用する資料や契約書等において、「信用格付業に係る行為でない旨の記載」が行われておらず、誤認防止措置が講じられていない状況が認められた。	
○金商法第66条の36 格付方針等			
信用格付業の業務が格付方針等に従って適切に行われていない状況	・金商法第66条の36第2項	信用格付を公表する際、既に廃止した旧版の格付方法を格付付与時に採用した格付方法の名称として公表を行っていた。 また、別件の信用格付を公表する際、格付付与時に採用した英語版の格付方法の名称のみ公表を行っているが、当社ウェブサイトで英語版の格付方法そのものを掲載していなかったため、信用格付の利用者等は格付方法の内容を確認できない状況であった。	
○金商法第66条の41 業務改善命令			
業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況	・金商法第66条の41	社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等(以下「誤公表等」という。)しているなど極めて不適切な状況が認められた。また、誤公表等の発生時における報告態勢等について定められていないことから、コンプライアンス部等に報告がなされず、適切な再発防止策が策定されていない状況が認められた。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c.2012/2012/20121214-3.htm